

職権による住所等変更登記の手続イメージ（法人の場合）

会社法人等番号の登記 (令和6年4月1日施行)



所有権の
登記名義人

㉞ 会社法人等番号の申出・申請

- ・令和6年4月1日以降に新たに所有権の登記名義人となる場合、原則として、その登記申請時に会社法人等番号を申請することが必要
- ・同日時点で既に所有権の登記名義人である者も、簡易な申出をすれば、登記官が職権で会社法人等番号を登記する

㉟ 会社法人等番号を登記

法務局



不動産登記
情報

職権による住所等変更登記 (令和8年4月1日施行)

不動産登記システム

㉟ 職権による変更登記

⇒ 住所等変更登記義務
は履行済みとなる



不動産登記
情報

㊱ 名称・住所の変更情報を通知

- ※ 商業・法人登記の名称・住所の変更があった都度、通知する仕組み
- ※ 会社法人等番号を検索キーとして情報連携

㊲ 名称・住所の
変更の登記

商業・法人
登記システム

商業・
法人登記
情報